

問 18： 当社の従業員に出張を命じたところ、日程 4 日間のうち、近隣都市（車で 1 時間程度の距離）に実家があるということで、3 日目の出張業務終了後、実家へ泊まりに行きました。当該従業員は、4 日目の出張業務を終えたのち、会社に向かう途中の交差点付近で対向車と接触事故を起こしました。この場合は、私的行為後の被災ということで労災とは認められないのでしょうか。

【回答】

出張中の業務遂行性について、積極的な私的行為、恣意行為にわたるものを除き、それ以外は一般に出張に伴う行為とみて、業務遂行性を認めるという取扱いになっています。

したがって、出張途上においては、通常考えられる合理的な順路および方法によっている限り、業務遂行性があるということになり、たとえこの順路や方法を逸脱したとしても、逸脱している間の業務遂行性は失われるものの、合理的な順路や方法に復した場合には、当然業務遂行性も回復すると考えることができます。

ご質問の場合、たとえば実家に泊まりに行くという積極的な私的行為があったとしても、災害が起きた時点では通常の順路に復しており、業務遂行性は回復していると思われれます。

ただし、これが出張ではなく、通勤途上災害の場合は、通勤の途中で逸脱や中断があった場合、それ以降の行為は通勤行為とはみなされないこととされ、通勤災害とは認められません。

なお、逸脱・中断の例外として「日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」に限りその間を除き合理的な経路に復したあとは通勤行為とされますが、これと出張行為の逸脱・中断とは異なります。

これは、通勤行為が業務を行うための手段にすぎないのに対し、出張行為は事業主の特命を帯びた業務そのものであることによる差といえるでしょう。